

業務指示書

バングラデシュ国外国直接投資促進事業案件実施促進支援【有償勘定技術支援】

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年5月17日 12時まで

問合せ先：調達部 契約第一課 吉田 清志 Yoshida.Kiyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年5月22日までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項——別紙のとおり

第3 業務実施上の条件——別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求める。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めていきます。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）
であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることができます）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行つた者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行つた者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。
なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ（第5の3参照）では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：インフラ開発・工業団地開発・民間セクター開発・株式投資に関する業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

(6) 現地業務に必要な資機材

(7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

(8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、若手加点の対象にすることがあります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。

（「第9 プロポーザルの評価」参照） 本案件の取扱いについては、以下のとおり。

（○）若手加点の対象とする。

（ ）若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／工業団地開発）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：工業団地開発業務
- 2) 対象国又は同類似地域：バングラデシュ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 業務主任者等としての経験

- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 土木1（特区造成、道路、排水設備、ガス設備、通信設備）】

- 1) 類似業務の経験：特区造成、道路、排水設備、ガス設備、通信設備業務
- 2) 対象国又は同類似地域：バングラデシュ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 発電及び送配電施設計画1（発電設備・変電設備・送電線）】

- 1) 類似業務の経験：発電設備・変電設備・送電線業務
- 2) 対象国又は同類似地域：バングラデシュ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年5月26日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：

・郵送の場合

〒102-8012

東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 調達部

・持参の場合

二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）

- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写3部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）

注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。
なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
- (2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他（以下に記載の経費）

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(BDT1 = 1.403270 円 , US\$1 = 111.083 円 , EUR1 = 119.828 円)

第8 プрезентーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プrezentationは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
 - () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
 - () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町）会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

機材の設置に係る時間は、上記1) の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施

場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。

実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカー・オン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (http://jica.webex.com/)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

(注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

(注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／工業団地開発

土木1（特区造成、道路、排水設備、ガス設備、通信設備）
発電及び送配電施設設計画1（発電設備・変電設備・送電線）

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

8.90 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご留意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下の差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年6月12日(月)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E／N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の業務及び財の調達から排除されます。

- () 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

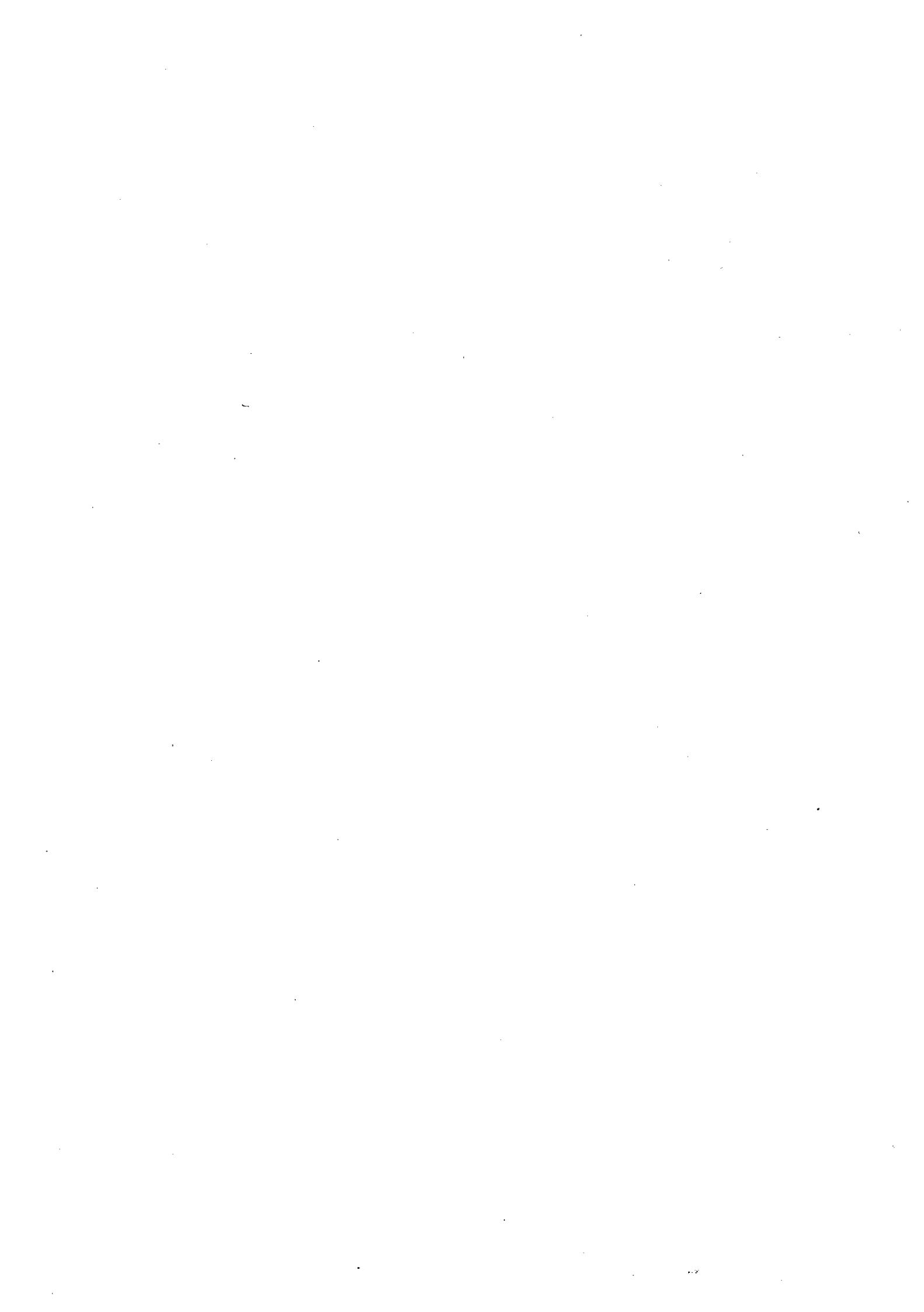
9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表
バングラデシュ国外直接投資促進事業案件実施促進支援【有償勘定技術支援】

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(30.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括／工業団地開発	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(12.00)
カ) 類似業務の経験	—	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1.00
ク) 語学力	—	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	2.00
コ) その他学位、資格等	—	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	—	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 土木1（特区造成、道路、排水設備、ガス設備、通信設備	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 発電及び送配電施設設計画1（発電設備・変電設備・送電線	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	



第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 本事業の背景

バングラデシュは過去10年間、比較的高い(5~6%)経済成長率を維持しているが、国家目標としている「2021年における中所得国化」を実現するためには今後8%程度の成長が必要と言われている。そのためには、現状の縫製品輸出と海外労働者送金に依存する経済構造から脱却し、輸出及び産業の多様化を促進する中で、製造業を中心とした輸出競争力のある産業を育成し、投資の促進等を支える政府機関の制度・行政・実施能力を改善していく必要がある。

投資の促進及び産業多様化を目指すためにバングラデシュは1980年代から輸出加工区庁のもとで輸出加工区(Export Processing Zones、以下「EPZ」)を設立しており、現在はダッカやチッタゴン等全国8カ所において稼働している。しかし、EPZには原材料を輸入し、安い人件費で加工した製品を輸出する労働集約型加工産業である繊維産業の事業が多く、現在、EPZで操業する企業300社以上の中で企業数ベースでは約7割程度を占めている。このような原材料を輸入に頼った加工産業は、EPZ外の国内産業との連携(backward linkage)が限定されている。このため、バングラデシュ政府は新たなEPZを設置しない方針を明らかにし、輸出産業と国内産業の産業連関強化や国内市場の活用等を図るべく経済特区(Economic Zones、以下「EZ」)を設立する政策を新たに打ち出した。

バングラデシュへの日本企業の投資は、1983年に設立されたチッタゴンEPZから始まり、その後は1990年代に設立された新たな輸出加工区等への投資が行われてきた。特に近年、チャイナ・プラス・ワンとして、人件費の安さや1億5,000万人超の人口を背景とした豊富な労働力、巨大な国内市場への期待などから、日本企業の投資先として年々注目を集めてきており、2016年10月時点で240社を超える日本企業がバングラデシュに進出している。しかしながら、バングラデシュ国内のEPZは既に飽和状況にあり、日本企業が進出を検討しても利用できる土地があまりない状況が続いている。また、安定した電力やガス等の供給や道路等のインフラの充実性、そしてバングラデシュ政府の投資促進政策やその実施能力等に不安を感じてバングラデシュへの進出を控える企業も存在している。

かかる状況下、バングラデシュ政府は日本企業を主なターゲットとしたEZを設立し、日本からの投資をさらに促進することを目的として、「外国直接投資促進事業」(以下「本事業」)に対する円借款供与を我が国に対して要請した。本事業は2015年12月にL/Aが調印されており、我が国を主とする外国からの進出企業に対して、設備投資や運転資金のための短期又は中長期かつ低利による融資スキームを構築し、さらに我が国進出企業等が輸送交通や電力・ガスなどの供給を安心して利用できるようインフラ開発を促し、同時に複雑な制度や煩雑な手続きの問題を解消できるようバングラデシュ政府の関与を確保するものである。本事業の具体的な事業内容は以下の通りである。

- ツーステップローンにより、我が国を主とした外国企業等に対して短期及び中長期の設備投資及び事業運転資金のための現地通貨建て資金を供与 (Component 1)
- バングラデシュ政府に対するエクイティバックファイナンス(EBF)により、我が国企業と同国政府とによるPPP事業を促進することにより、経済特区における工業団地開発等、外国企業の進出にあたって不可欠な大型インフラを整備 (Component 2)
- 工業団地等の事業地へのアクセス道路や電力・ガス供給等、我が国を主とした外国からの進出企業が直接裨益する基礎インフラ（周辺インフラ）を整備 (Component 3)

また、JICAは技術協力プロジェクト「経済特区開発調査及びBEZA能力向上プロジェクト」を2015年2月から2017年3月にかけて実施しており、同技術協力プロジェクトの下で、本事業で開発するEZの候補地をダッカ近郊の2候補地 (Araihazar及びNayanpur) に絞り込み、その候補地に対する調査 (Pre-Feasibility Study or Pre-F/S) を実施している。今後は上記候補地のいずれかにおいてEZが開発される予定である。

このように、2015年以降、日本企業を主なターゲットとしたEZ開発に向けて様々な動きがあるが、本事業においては「バングラデシュ・インフラ融資基金」（以下「BIFFL」）や「バングラデシュ経済特区庁」（以下「BEZA」）等の実施機関はEZ開発等の実務においては経験が豊富ではないため、本事業を進めるに当たり支援をする必要がある。

BIFFL及びBEZAは、EZ開発を行う主体であるSPC(Special Purpose Company)を日本のデベロッパーと共に設立し、そのSPCに対して出資する予定であるが、デベロッパーとなる日本企業を審査するための審査能力や、出資に当たって日本企業と締結する株主間契約を作成する実務能力は低いことから、同作業を円滑に進めるための支援が必要である。また、BEZAに関してはEZ候補地等の周辺インフラ開発について必要となるサブ・プロジェクトを選出し、同時にそれらサブ・プロジェクト開発のためのDevelopment Project Proposal (DPP) を政府に対して提出する必要がある。BEZAはこのような活動については経験が豊富ではないため、同作業を進めるにあたり支援を行う必要がある。

以上の通り、本事業を円滑に進めるため、有償勘定技術支援として案件実施促進支援（以下「本業務」という）を実施する。

2. 業務の目的

「外国直接投資促進事業」のComponent 2(EBFの実施)とComponent 3(周辺インフラ整備)の実施機関であるBIFFLとBEZAの事業実施能力の向上を図ると共に、これら2つのコンポーネントの実施準備が整い、円滑に実施されることを目標とする。

3. 対象地域

主にダッカ及びダッカ周辺地域

4. 関係官庁・関係機関

本調査の主な対象機関は、バングラデシュ経済特区庁（Bangladesh Economic Zones Authority: BEZA）及びバングラデシュ・インフラ融資基金（Bangladesh Infrastructure Finance Fund Limited: BIFFL）、並びにこれらの機関の上位官庁である首相府（Prime Minister's Office: PMO）及び財務省財務局（Finance Division: FD）を想定している。

5. 業務の範囲

本業務において、コンサルタントは「2. 業務の目的」を達成するために、「6. 実施方針及び留意事項」に十分に配慮しながら、「7. 業務の内容」に示された業務を行う。また、調査の進捗に応じて、「8. 成果品」に基づき進捗状況に応じて報告書を作成し、JICAに対し説明・協議の上、提出するものとする。

6. 実施方針及び留意事項

（1）本業務の位置づけ

本業務は実施機関によるSPCへの出資や立ち上げ、EZ候補地等の周辺インフラ開発について必要となるサブ・プロジェクトの選出及びDPPの作成支援等を通して本事業の円滑な立ち上げを図ると同時に実施機関の実施能力の向上を図るものである。

（2）JICAとの情報共有について

本業務の成果は、本業務の実施機関及び円借款事業で雇用されるコンサルタントにより幅広く活用されるために、本業務で取りまとめられる提言内容及びその実施については、業務の過程で十分に実施機関及びJICAと情報共有を行い、協議する。なお、その他のJICA関連事業のミッションやプロジェクト関係者との協議についても、JICAからの要望に応じて適宜参加する。

（3）関連事業のレビュー

JICAは2015年2月～2017年3月にかけて「経済特区開発調査及びBEZA能力向上プロジェクト」において円借款事業で開発される予定のEZ候補地の絞り込みを行い、最終的に絞り込まれた2カ所の候補地に対してPre-F/Sを実施した。また、上記プロジェクトの下でJICAは特区開発の監督官庁であるBEZAに対して特区開発の実務について能力向上研修を実施している。

「投資環境整備アドバイザー」及び「産業政策アドバイザー」は、バングラデシュの

投資環境改善、日本からバングラデシュへの投資の誘致、投資促進を含めた産業の競争力強化という観点から本業務に密接に携わっている。（なお、「産業政策アドバイザー」は2016年10月に、「投資環境整備アドバイザー」は2017年2月に業務が完了している。）

また、今後開始される「投資促進・産業競争力強化プロジェクト」はワンストップサービス（OSS）の充実化を含むBEZA等の投資促進関連諸機関の能力向上を目指す点及び投資と国内産業のリンクエージの促進を通してバングラデシュ産業の競争力を強化しようとしている点で本業務に密接に関連してくるものと考えられる。

加えて、JICAは「南チッタゴン及びコックスバザール県総合開発基礎情報・収集調査」において、南チッタゴン地区における特区の開発の可能性について調査を実施した。本業務では上記プロジェクト、専門家の活動及び関連調査による成果品や業務成果をレビューし、本業務に活用することとする。

（4）他のJICA協力業務やドナーとの連携

今後JICAは「投資促進・産業競争力強化プロジェクト」を開始する予定である。本業務は上記協力事業と密接に関連し、バングラデシュの投資環境改善や日本からの投資の誘致の促進に大きく寄与する内容であることから、業務開始後はJICAと連絡しながら、上記プロジェクトの専門家やコンサルタントと十分に協議、調整を行う。

また、2010年以降、世界銀行及びIFCがBEZAの設立及びBEZAに対する様々な能力向上支援を実施している（Private Sector Development Support Project）。同事業は本事業と関連した分野が多く、また一部活動内容が類似していることから、事業実施管理やBEZAの能力開発等の実績及び教訓を十分に調査・確認し、その教訓を本事業の体制構築に活用する必要がある。同時に適宜情報・意見交換の機会を設け、彼らの活動とJICAの活動が重複しないように、十分に注意する。

7. 業務内容

上記「6. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、本業務の背景及び目的を十分把握の上、以下の活動を行う。なお、以下に示した以外に効果的・効率的な業務方法・スケジュールがある場合にはプロポーザルにて提案すること。

（1）事前準備（国内作業）及びインセプション・レポートの作成

（2017年6月下旬～7月上旬）

1) 関連資料・情報の収集・分析

バングラデシュ政府やJICA等の関連資料を参照し、情報、データを整理・分析するとともに、詳細な業務内容及び工程を検討する。検討にあたっては、作業の効率性を十分に考慮し、JICAと十分に協議を行うこととする。また、現地で更に収集する必要がある関連資料、情報、データをリストアップする。

2) インセプション・レポートの作成及び事前協議への参加

上記の結果や調査にあたって必要な業務実施に関する基本方針、方法、項目、内容、実施体制、詳細なスケジュール、先方政府機関等に対応を求める事項・質問などを検討し、インセプション・レポートとしてとりまとめ、JICAに提出する。また、現地活動実施前にJICAが開催する事前会議等に参加し、業務計画やインセプション・レポート、質問表の内容について説明・協議を行う。

(2) 株式投資指針及びガイドラインの作成並びにワークショップの開催(2017年7月～2018年6月)

1) 株式投資指針のレビュー並びに投資指針及びガイドラインの作成支援 (2017年7月～2017年12月)

本事業においてはBIFFL及びBEZAがデベロッパー候補となり得る日本企業と株主間契約(Shareholders' Agreement)を締結した上でSPCを設立し、そのSPCに対して出資する予定である。BIFFLは各種インフラプロジェクトに対して融資をした経験はあるが、出資(投資)をした経験は無い。そして、現在はSPCへの出資を含めた「株式投資指針」(Equity Investment Policy)を作成中であり、今後はその指針を元に「株式投資ガイドライン」(Equity Investment Guideline)を策定していくことにより、SPCへの出資活動に対応していく予定である。

なお、BEZAについてはインフラプロジェクトに対して融資及び出資(投資)を行った経験が無い。両機関とも独自で株式投資指針及びガイドラインを策定するのが困難なため、本業務では適宜指導・助言を行い、両機関が株式投資指針及びガイドラインを策定する活動を支援する。

2) ワークショップの実施(2017年11月～2018年6月)

上記の作業と並行してSPC設立に向けた株式投資やSPC設立に係るワークショップを5度ほどBIFFLやBEZAの職員に対して実施する。

(3) SPC設立及びEZ開発に向けた準備(2017年11月～2018年6月)

1) SPC設立及びEZ開発に向けた準備

円借款事業におけるSPC設立手続きは以下の通りとなるが、本業務においてはSPC設立及びEZ開発に向けた準備に係る活動を円滑に進めるために、以下のSPC設立及びEZ開発の各段階に応じ、BIFFL及びBEZAに対して必要な助言を提供する。なお、BEZAは2016年6月にSPC設立のパートナーとなるデベロッパー企業をホームページ上で募集している。(詳細は <http://www.beza.gov.bd/get->

involved/tender-notice/を参照のこと。)

- ① BIFFL及びBEZAは応募してきたデベロッパー候補企業とSPC設立及びEZ開発に係る交渉を開始し、同時に候補企業の信用力やプロジェクト実施能力について確認。また、BEZAは事業計画書等をもとに開発権を付与するための事前の審査を開始。（現在実施中）
- ② BIFFL及びBEZAはデベロッパー候補企業と株主間契約(Shareholders' Agreement)を締結し、SPCを設立。
- ③ SPC、JICA、財務省財務局(FD)、BIFFL、BEZAの間でプロジェクト協定(Project Agreement)を締結。
- ④ JICAによるディスバースメント及びBIFFL、BEZAによるSPCへの出資金払込み。
- ⑤ SPCとBEZAがEZ候補地の使用に関するコンセッション契約を締結。

(4) モニタリング活動に係る支援

1) モニタリング支援に係る活動内容

本事業の実施機関であるBEZAやBIFFLは円借款事業に関する経験がほとんど無く、案件のモニタリング活動に対する経験もほとんどない。そのため、本業務においては上記機関がQuarterly Progress Report(QPR)の作成業務を含む円滑で効果的なモニタリング活動を実施するために必要な支援を行う。なお、本事業においては首相府が3つのComponentのそれぞれの事業において作成されるQPRを纏めた上で、JICAにレポートを提出する。

(5) EZ等の周辺インフラに係るサブ・プロジェクトのDPP作成支援

1) 全体実施方針

JICAは現在「経済特区開発調査及びBEZA能力向上プロジェクト」においてEZ開発の候補地をダッカ近郊のAraihaazar(Narayanganj District)及びNayanpur(Gajpur District)の候補地に絞り込んでおり、両候補地に対して基本調査を実施している。本基本調査においては両候補地に対して必要となるオン・サイト(経済特区内)及びオフ・サイト(経済特区周辺)の基礎インフラ開発について提案されているが、当該DPP作成支援においては左記提案を参考にしつつ、本円借款事業への参加に興味を示しているデベロッパー候補企業からの意見も参考にしながら、候補地を1つ選出した上で実施していく。

なお、DPPの作成支援を実施する際には計画委員会(Planning Commission)が策定しているマニュアルを参照する。(本マニュアルは計画委員会のホームページ <http://www.plancomm.gov.bd/wp-content/uploads/2015/08/DPP->

Manual-Part-1.pdf 及び <http://www.plancomm.gov.bd/wp-content/uploads/2015/08/DPP-Manual-Part-2.pdf> から閲覧可能。また DPP 作成支援に係る主な活動は（1）コスト積算、（2）経済・財務分析、（3）施工計画の作成となる。また、縮尺が 1/1000 程度の概略設計の作成も行う。)

2) 具体的な活動と留意事項

① 活動の基本方針の策定

既存の情報を精査・分析の上、実施方法（メソドロジー）、工程、手順等にかかる基本方針（案）を作成し、「バ」政府及び JICA に対して説明して了解を得る。

② 「経済特区開発調査及び BEZA 能力向上プロジェクト」で提案されたインフラ開発計画のレビュー及び基礎インフラの特定

「経済特区開発調査及び BEZA 能力向上プロジェクト」で提案されたオン・サイト（経済特区内）及びオフ・サイト（経済特区周辺）のインフラ開発の内容をレビューしつつ、「バ」政府と協議中であるデベロッパー候補企業の意向も踏まえて今後開発される EZ の基礎インフラのサブ・プロジェクトを特定する。その際には EZ 候補地の周辺地域の経済・社会状況（ダッカ都市圏との連関性等含む）や土地利用計画、そして既往の EZ 案件の教訓及び対策（バングラデシュの他の EZ 事業におけるインフラ開発、用地取得、投資促進、事業者選定等に係る教訓）もレビューする。（なお、「経済特区開発調査及び BEZA 能力向上プロジェクト」の調査結果については業務開始後に JICA から配布するものとする。）

③ 想定される基礎インフラのサブ・プロジェクトに係る調査

本業務においては各サブ・プロジェクトに対して DPP を作成するまでの基本調査を実施する。なお、その際設計については図面の縮尺は 1/1000 程度の精度で行う事を想定する。各サブ・プロジェクトの施工計画や設計については、第一期開発地の約 100ha のみを対象としているが、将来の EZ 拡張の可能性も考慮に入れて作成していく。

A) 自然条件調査・環境調査

必要なデータについては政府諸機関の既存の調査結果（もし利用可能であれば）を活用することを念頭に置きつつ、自然条件調査・環境調査を実施する。具体的には EZ 候補地の土壤・土質調査及び給水状況等を確認するための水質・水量調査を実施する。なお、EZ における給水は地下水を想定しているが、水源が近隣河川となる可能性もあるため、水質・水量調査については近隣河川の近傍の地下水や河川水においても調

査を実施する。加えて水量については揚水試験を通して十分な水量が供給されるか調査する。なお、これら調査については現地再委託の活用を提案できる。

B) EZ 候補地の盛土・造成

EZ 候補地の土盛り・造成に係る DPP の作成支援を実施する。その際に盛土をするための土砂の入手経路や輸送手段（ブースター等）、特区における洪水対策、そして雨水等の排水機能も考慮に入れた上で造成に係る DPP の策定支援を実施する。

C) 道路計画

EZ 候補地から主要国道へのアクセス道路の DPP 作成支援を実施する。同計画は下記の検討項目を含むものとする。

- 接続先道路の現況確認（将来の計画も含める）
- 設計条件の検討（通信、雨水排水、給電、ガス供給等の設備・施設を含む。）縦断線形の検討
- バスターミナルの設置の検討
- 交差点の検討
- 維持管理体制の検討

D) 給水計画

調査対象地域の給水計画の DPP 策定支援を実施する。同計画は下記の検討項目を含むものとする。なお、本 EZ 候補地への給水源に関しては域内の地下水を利用することを想定している。ただし、それが困難な場合は水源を EZ 外（近傍の地下水または近隣河川の表流水）とする可能性があり、これについては水質・水量調査を考慮した上で代替案を提案する。（注：水源を EZ 外とする場合は EZ 外からの給水管の敷設に加えて、浄水場を設置する等の対策を講じる必要性が出てくる可能性もある。その場合は契約変更により作業内容を修正・追加して対応することを検討する。）

- 取水規制や水利権の確認
- 設計条件の検討（水源が特区外の場合は給水ルートを検討）
- 浄水施設、処理方法の検討
- 配水池、ポンプ場、高架水槽などの構造物の検討

- 維持管理体制の検討

E) 雨水排水計画

特区候補地域の雨水排水計画の DPP 策定支援を実施する。同計画は次の検討項目を含むものとする。なお、放流地点及び放流先河川の測量については現地再委託の活用を提案できる。

- 放流地点の検討
- 放流先河川の現況確認設計条件の検討
- 水文量・水理の検討
- 調整池設置の検討
- 放流地点及び放流先河川における測量の実施
- 放流先河川における堤防等の補強工事の要否の検討
- 維持管理体制の検討

F) 発電及び送配電施設計画

調査対象地域の送配電施設計画を策定する。同計画は下記の検討項目を含むものとする。なお、EZへの供給電源に関してはEZの周囲に発電所（バックアップジェネレーター：50MW）を設置することも検討しているが、本業務においては発電所建設に係るDPP作成支援も実施する。また、既存の変電所の電力供給能力が要求レベルに満たない可能性があるので、その場合は変電所の新設・増設計画も検討する。加えて、現状ではバングラデシュの電力供給が不足しているため、BEZA及び関連政府機関等と協議した上でEZ候補地への安定的な送電に係る各種方策の検討を行う。

- 外部条件の確認（送電電圧、電流量、EZ候補地に送電する場合の結節点等）
- 現況送変電、配電施設・設備・機材の整備状況の確認
- 基本設計条件（上述の専用線化、雷及び開閉サージ対策を含む）の検討
- 送変電システム（変電所内の構造物、設備、機器等）の検討
- 発電所の建設に係る基本条件（場所、発電形式、運用形態等）
- 維持管理体制の検討

G) 通信計画

調査対象地域の通信施設建設に係る DPP 策定支援を実施する。通信ケーブルの敷設や通信サービス提供自体はバングラデシュ郵政通信公社、もしくは民間プロバイダーによって対応がなされる想定であるが、その責任分担については本業務の初期の段階で確認すること。また、同計画は下記の検討項目を含むものとする。なお、本作業については現地再委託の活用を提案できる。

- EZ 周辺地域の通信網の整備状況の確認（既存部分と計画部分を含む。）
- EZ 候補地の通信需要の検討
- 既存（または将来設置される）の通信拠点から EZ 候補地へ導入される通信ネットワークの検討
- 通信設備（土木工事を含む）の検討
- 維持管理体制の検討

H) ガス供給計画

ガスの供給については近隣のガスステーションから新たにパイプラインを敷設して特区（及び上述の発電所）に繋ぐ必要がある。特区におけるガスの需要を推定した上で、ガス供給計画及び維持管理体制について検討する。加えて、現状ではバングラデシュのガス供給が不足しているため、BEZA 及び関連政府機関等と協議した上で EZ 候補地及び周辺地域への安定的なガス供給に係る各種方策の検討を行う。なお、なお、本作業については現地再委託の活用を提案できる。

I) 産業廃棄物処理施設の設置に係る情報収集

バ国（特にダッカ）における産業廃棄物の処理の現状について調査をした上で、将来の EZ における産業廃棄物処理の効果的な方法について提案する。その際には既存の輸出加工区（Export Processing Zones）における廃棄物の処理の現状等も参考にする。なお、本作業における情報収集活動については現地再委託の活用を提案できる。（産業廃棄物処理施設については DPP の作成支援は実施しない。）

J) 経済特区の安全対策に係る情報収集

「経済特区開発調査及び BEZA 能力向上プロジェクト」で提案された経済特区の造成計画等を踏まえ、経済特区に必要となる安全対策（防護壁や監視塔、CCTV カメラ等の設置及び警備員の配置等）及びコストを提案する。その際には BEZA やデベロッパー候補企業の意見を踏まえるこ

ととする。なお、本作業における情報収集活動については現地再委託の活用を提案できる。

K) その他

BEZA とデベロッパー候補企業との協議状況如何によっては、上記以外の検討等が発生する可能性がある。かかる場合には、JICA と相談しながら、最大限柔軟な対応を検討する。

④ 事業費積算

本インフラサブ・プロジェクトの開発についてはプレフィージビリティ調査レベルで概略の事業費を積算する。用地補償、関税・税金、事業実施者的一般管理費、維持管理費用、環境影響対策費用、安全対策費用等についても可能な限り算出に含めること。積算に当たっては「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009 年 3 月）等の JICA の資料を参考にしつつ、バングラデシュ政府が公表しているガイドライン等（もし利用可能であれば）を活用する。なお、本作業に係る情報収集活動においては現地再委託の活用を提案できる。

⑤ 経済・財務分析

本業務で想定されるインフラサブ・プロジェクトの開発を含めた特区全体の開発に係る経済分析、財務分析を実施する。なお、その際は「経済特区開発調査及び BEZA 能力向上プロジェクト」における調査結果及びデベロッパー候補企業の意向を踏まえて実施する。なお、本作業に係る情報収集活動においては現地再委託の活用を提案できる。

⑥ 環境社会配慮

本事業を進めるに当たり、バングラデシュでは EIA もしくは IEE、簡易住民移転計画の作成（必要に応じて）等の手続きが必要になることが想定されている。これらの内容について本事業を通して確認し、必要な書類の作成及び手続きを支援するとともに、進捗をフォローする。EIA もしくは IEE の作成及び手続きを支援する際には JICA 環境ガイドライン（2010）を参考し、計画委員会（Planning Commission）が策定している DPP 作成に係るマニュアル及び環境局（Department of Environment）が策定しているマニュアル（A Guide to Environmental Clearance Procedure）に沿って実施する。

また、必要に応じて上記ガイドライン及びバ国政府が定める法令に基づき

簡易住民移転計画(案)の作成支援を行う。なお、本作業に必要な情報収集や EIA もしくは IEE、簡易住民移転計画(案)の作成支援においては、現地再委託の活用を提案できる。

(注：本業務の活動は DPP の作成支援に留まる予定で、その後の詳細計画・施工については円借款コンサルタントが実施していく見込みである。そのため、環境・社会モニタリングの実施支援や報告書の作成支援については円借款コンサルタントが実施していく予定である。)

(6) その他活動

1) 上記事項以外の活動について

上記以外の事項においても必要に応じて実施機関やデベロッパー候補企業等に対して助言や支援を行う。

(7) インテリム・レポートの作成(2017年12月)

1) インテリム・レポート(IT/R)の作成・説明・協議

これまでの調査結果をインテリム・レポートとしてまとめ、JICAに事前説明の上、関係機関に対して説明・協議を行う。

(8) ドラフト・ファイナル・レポート(DF/R)の作成(2018年4月)

1) ドラフト・ファイナル・レポート(DF/R)の作成・説明・協議

現地調査の結果を踏まえ、ドラフト・ファイナル・レポート(DF/R)を作成した上で JICAに DF/R の内容を報告し、JICAからのコメントを受ける。JICAよりコメントを受けた DF/R をバングラデシュ関係者に説明、協議を行う。

(9) ファイナル・レポート(F/R)の作成(2018年6月)

1) ファイナル・レポート(F/R)の作成・説明・協議

ドラフト・ファイナル・レポートに対するバングラデシュ実施機関及び JICA のコメントを反映させ、ファイナル・レポートを作成し、JICAに提出する。

8. 成果品等

(1) 調査報告書

調査の各段階にて作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナル・レポートとする。各報告書へ記載する内容は、「7. 業務内容」を参照。各報告書のバングラデシュ政府への説明・協議に際しては、事前に JICAに説明の上、その内容について了承を得ること。

1) インセプション・レポート

提出時期：業務開始時（2017年7月上旬を想定）

部 数：英文10部（JICA4部、バングラデシュ関係機関6部）

2) インテリム・レポート

提出時期：2016年12月下旬

部 数：英文10部（JICA4部、バングラデシュ関係機関6部）

3) ドラフト・ファイナル・レポート

提出時期：2018年4月下旬

部 数：和文要約4部（JICA）

英文10部（JICA4部、バングラデシュ関係機関6部）

4) ファイナル・レポート

提出時期：2018年6月上旬

部 数：和文要約（製本版）4部（JICA）

和文（CD-R）2部（JICA）

英文（製本版）10部（JICA4部、バングラデシュ関係機関6部）

英文（CD-R）8部（JICA4部、バングラデシュ関係機関4部）

(2) 報告書の作成・印刷仕様

ファイナル・レポート以外の仕様は、A4版、タイプ打ち、両面コピー、章毎改ページの編集とし、簡易製本とする。ファイナル・レポートの印刷仕様及び電子化の仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」の通りとする。なお、仕様の詳細はJICAの指示に従うものとする。

(3) 収集資料

本件活動を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、JICA様式による収集資料リストを付した上で活動終了後JICAに提出する。

(4) その他提出物

1) 議事録等

先方政府との面談及び各報告書説明・協議にかかる議事録を作成し、JICAに速やかに提出する。また、JICA及び調査団が主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等をとりまとめ、3日程度のうちにJICAに提出すること。JICAバングラデシュ事務所におけるミーティングについても同様とする。なお、関連会議・検討会の開催に先立ち、少なくとも5営業日前までに配布資料をJICAに提出すること。

2) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月

報を作成し、監督職員又は分任監督職員に提出する。

3) デジタル画像集

本調査実施期間中に記録したデジタル画像集を作成し、JICAへ提出する。

4) その他

上記の提出物のほかに、関連会議・検討会の開催時に必要な資料や各報告書の和文要約等、JICAが必要と認め報告を求めたものについて提示する。

(5) その他、報告書作成にあたっての留意事項

- 1) 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。
- 2) 各報告書は、バングラデシュ政府への提出に先立ち、事前にJICAに提出し、承諾を得ること。
- 3) 各報告書表紙の裏面には、調査時に用いた通貨換算率とその適用年月日を記載すること。
- 4) 各レポートには、その内容の要点を記載したサマリーを加えること。ファインアル・レポートについては、活動結果の概要を3~5ページ程度に取りまとめ、本文と色違いで和文要約版、英文版の最初の部分に入れること。
- 5) レポートの作成にあたっては、装丁等が華美に流れ過ぎないよう、常識の範囲内で極力コストダウンを図ること。
- 6) レポートが特に分冊形式になる場合は、本論と例えばデータの根拠との照合が容易に行えるよう工夫を施すこと。
- 7) 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する外国文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識ともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。
- 8) レポートで引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記すること。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程

業務は2017年6月下旬より開始し、2018年6月下旬の終了を目指とする。業務工程及び各報告書の作成時期は、目途として下図を想定している。但し、業務実施中の状況により必要と判断されれば、JICA及びバングラデシュ側関係者と協議の上で変更することがある。また、より効果的な業務工程があればプロポーザルにおいて提案すること。

年	2017							2018					
月	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
国内作業	□						□				□		□
現地業務													
報告書		▲ IC/R						▲ IT/R				▲ DF/R	▲ F/R

IC/R: インセプション・レポート

IT/R: インテリム・レポート

DF/R: ドラフト・ファイナル・レポート

F/R: ファイナル・レポート

2. 業務量の目途と業務従事者の構成

(1) 業務量の目途

合計 約 25.77 M/M

(2) 業務従事者の構成

業務従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な団員構成がある場合は、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。

- 1) 総括／工業団地開発（2号）
- 2) 株式投資・SPC設立
- 3) 土木1（特区造成、道路、排水設備、ガス設備、通信設備）（3号）
- 4) 土木2（特区造成、道路、排水設備、ガス設備、通信設備）
- 5) 発電及び送配電施設計画（発電設備・変電設備・送電線）（3号）
- 6) 発電及び送配電施設計画（発電設備・変電設備・送電線）
- 7) 自然条件調査・給水計画
- 8) 産業廃棄物処理
- 9) 積算
- 10) 経済・財務分析
- 11) 環境・社会配慮

3. 相手国の便宜供与

本調査は JICA の責任において実施するものであることから、バングラデシュから特別な便宜供与を得られるものではない。ただし、本調査実施にあたり、JICA バングラデシュ事務所から主な業務対象機関へ活動内容・実施スケジュールの通知などの調査協力依頼や必要に応じたリクエストレターを発行するなど、円滑な業務実施のための協力をを行うものとする。本業務実施にあたり、コンサルタントは通常の調査案件と同様に独自で業務を遂行することが求められているが、便宜供与にかかる JICA バングラデシュ事務所の支援を必要とする場合は、JICA バングラデシュ事務所に隨時連絡・協議すること。

4. 参考資料

(1) 配布

以下の資料を配布予定。本プロポーザルを作成する目的のみに使用可。

- 「外国直接投資促進事業準備調査」(JICA、2015 年)
- 「経済特区開発調査及び BEZA 能力向上プロジェクト」の最終報告書
- その他資料(必要に応じて)

(2) 閲覧

以下の資料は JICA 図書館ポータルサイトで閲覧可能。

- 「バングラデシュ国 経済特区情報収集・確認調査最終報告書」(JICA、2013 年)
(<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000011832>)

5. 現地再委託

必要に応じて、現地再委託または現地傭人による作業を可能とする。

現地再委託の場合は、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO・現地施工業者等に「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に基づき選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札による選定等）、価格競争への参加を想定している現地業者の候補者名及び現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

なお、以下項目に係る調査・活動は現地再委託または現地傭人を活用することを想定している。

1. 株式投資指針等の作成支援及び SPC 設立手続き（弁護士等）
2. 特区候補地の土質・土壤調査
3. 特区候補地の給水に係る水量・水質調査
4. ガス設備・通信設備に係る DPP 作成支援
5. 雨水・排水計画を実施する際の測量業務
6. 産業廃棄物処理に係る情報収集
7. 経済特区の安全対策に係る情報収集
8. 環境・社会配慮に係る情報収集
9. 積算に係る情報収集
10. 現地コーディネーター

なお、再委託による成果品（報告書等）に加え、各種元データ（MS エクセル、MS ワード等）も収集の上、JICA に提出すること。

6. 調査用資機材

想定していない。

7. その他留意事項

(1) 安全管理

1) 現地調査／業務の実施に際しては、機構の安全対策措置を遵守すること。同措置に基づき、バングラデシュ渡航前・渡航後には必ず以下を行うと共に、関係者の渡航計画及びこれらの実施状況を機構所定の書式により渡航前（遅くとも出発の 14 営業日前）に予め連絡し、機構の承認を得ること。

（渡航前）

- ① 機構が行う安全対策研修・訓練の受講：本事業の業務従事者のうち、必ず 1-2 名は「安全対策研修」（対面座学）及び「テロ対策実技訓練」を受講すること。
また、それ以外の業務従事者は必ず全員「安全対策研修」（Web）を受講すること。
- ② 機構安全管理部による渡航前安全対策ブリーフィング：全業務従事者（日本語を理解できる再委託先の従事者がいる場合、当該従事者を含む）が各渡航の度に必ずブリーフィングを受けること。
- ③ 外務省「たびレジ」への登録：全業務従事者が各自登録を行うこと。
- ④ JICA 事務所の安全情報メーリングリスト及び緊急時用 SMS への登録のための連絡先等情報提供：原則として全業務従事者を登録するため、登録用のメールアドレス及び現地で使用する携帯電話番号を所定の様式により機構に提供すること。
- ⑤ ダッカ出入国便も含めたバングラデシュ滞在スケジュールにつき連絡すること。

(渡航後)

⑥ バングラデシュ到着後、速やかに JICA 事務所によるブリーフィングを受けること。

2) 有事の安全対策として、コミュニケーションツールを業務従事者ごとに確保（可能な限り複数）し、モバイルデータ通信や無線 LAN 接続可能な携帯電話（スマートフォン等）に加え、可能な限りチームごとに無線インターネット用のデータ通信端末（モバイルルーター、現地にて入手可能）等を用意すること。また、必要経費を見積書に計上すること。通信手段を複数持つ際は、可能な限り別のキャリアの利用を検討すること。

3) バングラデシュ国内での安全対策については JICA バングラデシュ事務所の指示に従い、執務室以外への訪問については予め日程表を JICA バングラデシュ事務所に提出して同事務所の承認を得るとともに、現地調査／業務期間中に滞在スケジュールに変更があった際は速やかに JICA バングラデシュ事務所へ報告すること。加えて、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行うこと。また、ハルタル等の暴動発生により交通移動や現地入りが制限される場合も想定して、フレキシブルに対応するよう留意するものとし、宿泊場所や執務場所についても、バングラデシュ事務所と協議の上、決定し確保すること。

4) 宿泊場所は、JICA バングラデシュ事務所が安全状況を確認したホテルに限定する。このうち、宿泊料が JICA の基準単価内に収まるホテルが満室であったり、安全管理上の理由から JICA バングラデシュ事務所より特定ホテルへの宿泊を指示される等、やむを得ない事情で実際の宿泊料が JICA 基準単価による宿泊料を超過した場合は、実費精算する。

なお、見積書においては、JICA 基準単価を使用し、格付けに基づいて積算を行うこと。

5) 執務室についても、機構の安全基準を満たす必要があるため、確保に際しては実施機関の提供する施設等であっても JICA バングラデシュ事務所と十分に協議の上、必要な措置を講じなければならない。特に執務室の立ち上げにあたっては、JICA バングラデシュ事務所が定める手続きに従ってコンサルタントが安全状況を点検し、JICA バングラデシュ事務所の確認を受けること。その結果、追加的な防護措置等の必要性、及びそのために当初想定していない経費の発生が認められる場合には、契約からの支出を行うことができる（要すれば契約額の増額を行う）。

6) ダッカ市外への訪問は、JICA バングラデシュ事務所が定める手続きに従い、事前に承認を得た場合のみ認められる。バングラデシュ警察による武装警護の帯同が必要な場合、その手配は実施機関を通じて行うこと。実施機関を通じた手配が困難な場合には、JICA バングラデシュ事務所に相談すること。

7) 現地再委託を行う場合、再委託業者が第三国から調達となった場合は、再委託先が業務の実施にあたって適切な安全対策を講じることができるよう、契約に必要事項・経費を盛り込むこと。また、緊急事態発生時には、再委託業者が委託元であるコンサルタント等と協議しつつその指示に従うことを契約にて確保すると共に、コンサルタント等や再委託業者が国外退避する必要性が生じた場合に当該契約がその障害とならないよう、Force Majeure などの条項を盛り込むことを検討しておくこと。また、障害発生時に双方が協議して別途対応するなどの条項を設けておくこと。

8) 現地作業中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載すること。

9) 上記に掲げるもののほか、現地の治安状況等に照らして安全確保のために必要と考える措置がある場合には、安全対策経費として別見積もりにて計上すること。また、現地渡航後にそのような措置が新たに生じた場合は、JICA バングラデシュ事務所に相談すること。同事務所との協議の結果、措置の必要性、及びそのために当初想定していない経費の発生が認められるものについては、契約からの支出を行うことができる（要すれば契約額の増額を行う）。

(2) 不正腐敗防止

「JICA 不正腐敗防止ガイドンス（2014 年 10 月）」の趣旨を念頭に本業務を実施すること。なお、疑義事項が生じた場合には、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以 上

